

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和3年度第3回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和3年10月4日(月) 18:00~19:15 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、菊地 秀一、豊田 直美、深澤 梨恵、藪 淳一(敬称略)
傍聴者数	1名

議事	概要
1. 認可確認部会の運営について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認可確認部会の運営について」 ・「利用定員の設定について」 ・「幼稚園からの移行による認定こども園の整備計画及び認定について」 ・「保育所からの移行による認定こども園の整備計画及び認可・認定について」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1「認可・確認部会の運営について」を用いて説明</p> <p>部会委員改選後、初めての部会開催に先立ち、「札幌市子ども・子育て会議条例第9条第5項」の規定に基づき、部会長の代理者をあらかじめ定めるもの。</p> <p>星部会長からの指名により、豊田 直美委員がその職務を代理することとする。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>【審議結果】</p> <p>部会長の指名についての報告事項であるため、採決なし。</p>
2. 利用定員の設定について	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料2-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>まず表の見方についてご説明する。</p> <p>「種別」は、今回移行する予定の施設の種類を示しており、幼保連携型、保育所型、幼稚園型の3つに区分される「認定こども園」と「幼稚園」がある。</p> <p>「利用定員(案)」は、今回審議いただく部分であり、利用定員を3号・2号・1号の区分で示している。()でプラスもしくはマイナスの数字で示している部分は、</p>

現行の施設が今後新たな施設に移行するにあたり、定員が増減する場合の人数である。

「整備区分・備考」欄では、移行前の施設の種類を示している。

次に、施設類型別に説明する。

幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、備考欄に記載のとおり、全て保育所からの移行である。これに伴い、新たに1号定員を設定するが、2・3号定員の供給量は増減0人となる。

幼稚園型認定こども園については、全て幼稚園からの移行である。

「幼稚園型認定こども園大通幼稚園」は新たに2号定員を20人設定し、その他の2園は、現在の1号定員を減らして、その分を2号定員に振り替える予定であり、合計で、2・3号定員の供給量は89人増、1号定員の供給量は69人減となる。

幼稚園については、幼稚園が私学助成から新制度（施設型給付）に制度上移行するものであり、特に施設としての性格には変更がない。本件は1号定員80人の設定となる。

以上を踏まえ、今回設定する利用定員の合計は、2・3号定員で3,379人、1号定員で1,002人となるが、既存施設からの移行等によるものであることから、そのほとんどが既に需給計画（第4次さっぽろ子ども未来プラン 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画）における供給量に含まれている。

そのため、現在の需給計画で計上している供給量を差し引いた数が、今回の整備による純粋な供給量の増減数となり、2・3号で合計89人分、1号で352人分増加となる。

○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。

表の構成を列の項目名をもとにご説明する。

左から順に行政区名、年齢区分となっており、(A)列が今年4月時点の供給量である。

次の列が本年度中に決定する確保方策ごとの供給量で、今回審議いただく整備案件で確保する供給量のほか、今年7月に開催した令和3年度第1回認可・確認部会でご審議いただいた案件等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を(B)列で示している。

今回の整備計画について承認いただいた場合、先ほど資料2-1でご説明した89人分の保育の受け皿を確保できる見込みである。過去の認可確認部会で既に承認いただいている分も含めると、令和3年度において、1,355人分((B)の全市の欄の104人、431人、329人、491人の合計)の保育供給量を確保できる見込みである。

また、(C)列は、(A)に(B)を加えた来年4月の供給量を、(D)列は、来年4月のニーズ量を示しており、この供給量とニーズ量の差を「需給状況(C-D)」の列で示している。全市においては、2号保育は不足するものの、2号教育と合算す

ると充足する状況にまで整備が進む状況であるが、一部の区(中央区、清田区、西区、手稲区)においては、保育供給量が不足する年齢区分もある。

前回の部会でもご説明したとおり、子ども・子育て支援事業計画については、令和4年度に計画期間令和2年度から6年度の間年を迎えることから、計画見直しの必要性を検討するために、今年度内に保育ニーズ調査を実施する予定である。

今後の供給量の確保の方策については、調査結果などを踏まえ検討したいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○今回、多くの保育所が認定こども園へ移行するが、今後の整備は、認定こども園への移行が中心になるのか。

→どの施設類型で運営を行うかについては事業者が判断することであるが、需給計画における供給量の確保方策では、既存施設を活用した認定こども園への移行を優先しており、また、認定こども園が利用者にとって利便性が良い施設という観点でも、今後もこの流れは続くと思われる。

○認定こども園への移行制度が導入された同時は、保育所と幼稚園が一緒になることで、同一施設内での教育方針と保育方針の擦り合わせなどが大変であったと聞いているが、現在の状況はいかがか。

○現在は、同じ年齢であれば保育も教育も同じカリキュラムであり、方針の擦り合わせに苦慮しているということはない。認定こども園制度の理解が大変ということはある。

○幼稚園が認定こども園になる際は、子どもを預かる時間が長くなるため、人材の確保が大変である。

上記の質疑の後、提示した認定こども園等の利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。

【事務局説明】

○資料3「認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認定」を用いて説明

幼稚園からの移行による認定こども園の整備計画及び認定についてご説明する。

今回審議いただく3件は、すべて幼稚園型認定こども園への移行となる。なお、審議案件の一部に、藪委員が関係する案件があるため、当案件の審議中は一時ご退席いただく。

利用定員の設定については、いずれも3号定員の設定はなく、新たに2号定員を設定するもの。

「認定こども園札幌きたの幼稚園」、「認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園」

3. 認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認定について

については、1号定員を減らした上で、減らした定員と同数を2号定員に振り替える。「幼保連携型認定こども園大通幼稚園」については、現状の1号の定員の人数に加えて2号定員を新たに設定する。

また、「認定こども園きたの幼稚園」、「幼保連携型認定こども園大通幼稚園」については、移行に伴う施設本体の改修工事等を行わず、「認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園」は、耐震改修工事及び避難階段の改修工事を実施したうえでの移行となる。

これから審議いただく個別の案件については、事前に事業者から提案があったものを、我々事務局にて内容を精査し、疑義のある点については適宜改善を図っており、その結果、全ての案件について、事務局として「各基準に適合」と判断している。

しかしながら、委員の皆様の立場でお気づきいただけることもあろうかと思うので、違和感や疑問が生じた際は、是非ご指摘いただきたい。

次に、審査基準についてご説明する。

「事業計画との整合性」は、札幌市で定めた「第4次さっぽろ子ども未来プラン」に定める需給計画との整合性について確認するもの。需給計画では供給量の確保の方策として、特に既存施設の活用を優先することとしている。幼稚園が認定こども園へ移行することで新たに保育の機能も担うことは、まさに「既存施設の活用」に当たるため、「適」と判断している。

「事業者の適格性」は、申請者が禁固刑を受けているなどの欠格事由に該当していないことを確認するもの。

「設備」では保育等に必要な部屋があるか、面積が基準を満たしているかなどを審査している。例えば、「認定こども園札幌きたの幼稚園」の園舎面積は1,256.42㎡であるところ、基準上の面積は1,020.00㎡であるため、実際の面積が基準上の面積を確保できていることから、「適」と判断している。同様に、園庭の面積、保育室・遊戯室の面積を確認している。

また、園舎については、保育室等の部屋が2階以上にある場合は耐火構造となっている必要があり、その旨も確認している。

その他、設置が必須となっている設備があることを確認している。

保育所等の部屋が2階以上にある場合は、さきほどご説明した建物の耐火構造のほかの必要な対策がなされていることを確認している。具体的には、常用階段のほか、避難設備としての屋外階段などの設置が必要とされているので、必要な場合はその設置がされていることを確認している。

続いて「運営」についてご説明する。

学級編制について、認定こども園では、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、1学級の子どもの数は35人以下を原則としているので、これが満たされていることを確認している。

食事の提供については、認定こども園の場合、保育園部分に通う、いわゆる2号認定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供方法等を確認している。また、幼稚園部分の、いわゆる1号認定の子どもに対する食事の提供は任意であるが、

あわせて提供方法等を確認している。なお、子どもへ提供する食事を施設内で調理することを「自園調理」と呼んでおり、保育施設において食事の提供を行う場合は、「自園調理」が原則となるが、幼稚園型認定こども園については例外的な取り扱いがあるため、後ほど具体的な案件の中でご説明する。

園長については、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。

従事者については、資格条件のほか子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっており、事業者は、来年4月に向けて必要な採用等を行っていくことになる。

子育て支援事業については、認定こども園において地域における子育て支援の機能が必要であるため、具体的な事業の実施の予定があることを確認している。

以上の各項目について、札幌市において事前に確認しており、すべての案件の全項目で「適」と評価している。

続いて、各施設の特徴的な部分や例外的な取り扱いに絞ってご説明する。

「認定こども園札幌きたの幼稚園」は、9学級を編制する予定。

食事の提供については、先ほどご説明したとおり「自園調理」が原則であるが、幼稚園型認定こども園は例外的な取り扱いがある。具体的には、衛生面や栄養面で必要な配慮がなされている等の条件を満たす場合は、「外部搬入」、つまり自園以外の場所で調理したものを自園に搬入することも認められており、当該施設ではこの外部搬入により食事を提供する予定となっている。

「認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園」は6学級を編制する予定。

食事の提供については、外部搬入にて食事を提供する予定。また1号については火曜日、木曜日は弁当持参となっている。

また、本件は、先ほどご説明したとおり耐震工事を予定しており、工事に必要な額についても確保されていることを確認している。

以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略させていただく。

【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

（藪委員退席）

「幼稚園型認定こども園大通幼稚園」については、10学級を編制する予定で、年少が4学級、年中、年長がそれぞれ3学級となる。

食事の提供については自園調理で行う予定であるが、調理については外部の業者へ委託を行う予定。1号の児童については火曜日のみ弁当持参となっている。

<p>4. 認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。</p> <p>【委員意見・質問なし】</p> <p>上記の説明の後、認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料4「認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定」を用いて説明</p> <p>保育所からの移行による認定こども園の整備計画及び認可・認定についてご説明する。</p> <p>審議いただく案件は、幼保連携型認定こども園への移行が4件、保育所型認定こども園への移行が29件で、合計33件となっている。なお、審議案件の一部に、菊地委員が関係する案件があるため、当案件の審議中にご退席いただく。</p> <p>件数が大変多いので、ある程度ポイントを絞ってご説明する。</p> <p>設定する利用定員については、現在の保育所の利用定員をそのままに、1号定員の設定分が園の定員の純増分となる。今回の案件はすべて、改修工事等をせずに既存の施設をそのまま活用して移行する予定。</p> <p>次に、審査基準についてご説明するが、幼稚園型認定こども園（資料3）と同様の審査項目は、説明を割愛させていただく。</p> <p>なお、「資金計画」、「設置主体の事業実績」は、先ほどの幼稚園型認定こども園の審査では対象外の項目としているが、これは、幼稚園の所管庁が北海道であることから、既に北海道において審査、確認済となっているためである。</p> <p>資金計画では、施設の財政状況について確認している。そのほか工事費が必要な場合はその資金が確保されていることも確認するが、今回は該当案件がない。</p> <p>設置主体の事業実績では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。</p> <p>準備状況では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。</p> <p>続いて、各施設の特徴的な部分や例外的な取り扱いに絞ってご説明する。</p> <p>「屯田大藤保育園」は、本園と分園で運営している。本園は1歳児から5歳児までを受け入れ、分園は0歳児と1歳児のみを受け入れという分け方をしている。それぞれの建物で、設定した定員に応じた面積を確保していることを確認している。</p> <p>なお、こちらの法人は、「手稲やまなみ認定こども園」と同一である。</p> <p>「認定こども園屯田すずらん」は、乳児室の面積が43.36㎡、基準が49.50㎡と、乳児室単独では基準を満たしていない。考え方としては、乳児室は0歳児、ほふく室は1歳児を想定した基準面積の計算をしているが、この二つの部屋は「ほふく」をす</p>
--	--

る・しないで目的が分かれている一方、ほふくを始める時期は個人差があることから明確な区分けはない。その考えに従い、札幌市では面積基準を何れの部屋も一人当たり 3.3 m²と同じとしているため（乳児室の国基準は 1.65 m²）、乳児室とほふく室は合計面積で基準を満たしていれば「適」と判断している。

本件についてもこの考え方を適用しており、乳児室とほふく室の合計面積で基準を満たしていると判断している。以下、同様の判断を行った施設が 8 園（この園を含めて 9 園）ある。

なお、こちらの法人は、「認定こども園菊水すずらん」と同一である。

「認定こども園菊水すずらん」は、本棟と別棟で運営している。

本棟は 0～3 歳児、別棟は 4, 5 歳児を受け入れ、それぞれの建物で、設定した定員に応じた面積を確保していることを確認している。

園庭については移行特例を適用する計画であり、ここで「移行特例」についてご説明する。

移行特例とは、平成 26 年に幼保連携型認定こども園に関する札幌市の設備基準条例が施行される前に、既に運営していた保育所や幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園舎及び園庭の面積については、元の保育所や幼稚園の基準を適用し、移行を可能とする制度である。なお、保育所型及び幼稚園型認定こども園については、認定に関する条例施行が平成 30 年であることから、それ以前に運営していた保育所や幼稚園が移行特例の対象となる。

本件では、園庭面積について、移行特例の基準を適用している。

以下、園舎や園庭の面積について、移行特例を適用している施設が 14 園（この園を含めて 15 園）ある。

「手稲やまなみ認定こども園」も、「屯田大藤保育園」と同様、本園と分園で運営している。本園は 2 歳児から 5 歳児までを受け入れ、分園は 0 歳児と 1 歳児を受け入れる。こちらも、それぞれの建物で定員に応じた面積を確保している。

「認定こども園新川西コグマ保育園」は、園庭について代替園庭を使用する計画であるが、ここで「代替園庭」についてご説明する。

園庭は、園の敷地内に確保するのが原則であるが、保育所型認定こども園の場合で基準以上の面積を確保できない場合、近隣の公園を代替園庭として使用することが認められており、本件もそれを活用するもの。

以下、代替園庭を活用する施設が 7 園（この園を含めて 8 園）ある。

「きずな北保育園」の建物は 4 階建てであり、このうち 1, 2 階と地階を賃貸して運営している。

園庭については代替園庭を使用する計画で、学級編制については 3 歳以上の年齢混合で 1 クラスを編制する予定。

資金計画については、整備に必要な資金を確保していることを確認するが、今回は整備を行わないため、整備に必要な資金そのものはない。

また、こちらの設置者は、審議案件の中で唯一の「株式会社」の案件となっている。株式会社は社会福祉法人等とは異なる内容にて、資金計画を審査している。

具体的には、年間の運営費の1/12と、物件を賃貸する場合は年間の賃貸借費用に加えて1千万円を普通預金などの形で保有している必要があり、その資金があることを確認している。

さらに、「収支状況について3期以上連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」も条件となっており、これらが満たされていることを確認している。

そのほか、今回は法人が運営する複数の保育所を認定こども園に移行するケースがいくつかある。

以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略させていただく。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○利用定員は、代替園庭を認めることの要件となっているか。特に利用定員が多い施設は、代替園庭（都市公園）までの移動について事故などのリスクが高いと感じる。

→代替園庭の面積が利用定員に応じた面積基準を満たしている必要はあるが、代替園庭を認めること自体については、利用定員を要件とはしていない。ただし、移動時の安全性については、事業者に対し、園から代替園庭までの距離を、児童を安全に引率出来るように、概ね300mの範囲とするように求めている。

上記の質疑の後、設置認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限って、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

（菊地委員退席）

「三和新琴似保育園」については、特に補足事項等なく、当該法人から本件を含めて6件の応募があり、当該法人が運営する保育所すべてが保育所型認定こども園へ移行する予定となっており、すべての施設において基準上の問題はない。

以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略させていただく。

【委員意見・質問なし】

	<p>上記の説明の後、設置認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p>
--	---